

三次市有償運送運營協議会指針・基準(案)
(過疎地有償運送)

平成23年 月

三次市

もくじ

1. 申請指針関連	
申請指針	1
関連書類	2
2. 受付指針関連	
受付指針	25
3. 運行指針関連	
運行指針	29
関連書類	31
4. その他	
判断基準	37

【1. 申請指針】

三次市有償運送運営協議会に協議を申請するために必要な書類

- [様式 1 - 1] 三次市有償運送運営協議会協議申請書
- [様式 1 - 2] (添付書類) 申請主体の過疎地有償運送運行規約(見本)
- [様式 1 - 3] 三次市が作成する移動困難者等の状況
- [様式 1 - 4] 三次市過疎地有償運送実施要領

過疎地有償運送に係る道路運送法第79条による登録の取扱いに係る書類

- [様式 1 - 5] 自家用有償旅客運送の登録の申請
- [様式 1 - 6] 自家用有償旅客運送の更新登録の申請
- [様式 1 - 7] 自家用有償旅客運送の変更登録の申請
- [様式 1 - 8] 自家用有償旅客運送の登録事項変更届出書
- [様式 1 - 9] 宣誓書(法第79条の4第1~4号の規定に該当しない書面)
- [様式 1 - 10] 運営協議会において協議が調ったことを証明する書類
- [様式 1 - 11] 運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿
- [様式 1 - 12] 運転管理の責任者就任承諾書
- [様式 1 - 13] 運行管理の体制等を記載した書類
- [様式 1 - 14] 運送しようとする旅客の名簿
- [様式 1 - 15] 宣誓書(損害賠償措置を講じていることを証する書面)

書類の作成について

- (1) 書類のサイズは、原則A4版としてください。
- (2) 書類はダブルクリップで綴じてください。(ホッチキスや外れやすいクリップは極力避けてください。)

提出部数及び提出先(問い合わせ先)

- (1) 提出部数 1部
- (2) 提出先 三次市有償運送運営協議会事務局

〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号
三次市役所地域振興部地域振興課内
(電話)(0824)62-6395
(FAX)(0824)62-6137

[様式 1 - 1]

三次市有償運送運営協議会協議申請書

平成 年 月 日

三次市有償運送運営協議会長 様

住所
団体名
代表者氏名
(連絡先)

過疎地有償運送を実施したいので、運営協議会において協議をお願いします。

(添付書類)

運行規約 [様式 1 - 2]

三次市が作成する移動困難者等の状況[様式 1 - 3] 登録の申請時のみ

三次市過疎地有償運送実施要領[様式 1 - 4]

自家用有償旅客運送の登録の申請[様式 1 - 5]，更新登録の申請[様式 1 - 6]，変更登録の申請[様式 1 - 7]，登録事項変更届出書[様式 1 - 8]のうちの何れかと，その添付書類(写)

(国自旅第142号自動車交通局長通知(国自旅第33号:平成 21 年 5 月 21 日一部改正)で定められた
自家用有償旅客運送の登録の申請[様式 1 - 5])

[様式 1 - 2]

特定非営利活動法人

過疎地有償運送運行規約（見本）

（目的）

第 1 条 この規約は、バス・タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な高齢者及び運転免許を保有しない住民等の外出の利便を図ることにより、社会参加の促進及び交通空白地の解消をめざす過疎地有償運送を行うにあたり、その適正な運営を確保することを目的とする。

（利用対象者）

第 2 条 過疎地有償運送の利用対象者は、当法人にあらかじめ登録された以下に掲げる者及びその同伴者とする。

- （ 1 ） 町内に住所を有する者及びその親族
- （ 2 ） 町内に存する支所等の公共施設，病院，広域移動手段等の待合施設の利用者
- （ 3 ） 町内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う必要がある者

（使用車両）

第 3 条 過疎地有償運送の使用車両については、当法人が使用権原を有しているものとする。なお、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、以下の事項に適合することを要する。

当法人と自家用自動車を提供し当該輸送にかかわる者との間に、当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面を作成していること。

当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について当法人が責任を負うことを明確化していること。

利用者に対し事故発生、苦情等の対応に係る当法人の責任者及び連絡先を明瞭に表示していること。

2 前項に掲げる車両については、道路運送法第 7 9 条に基づく登録に係る有償運送であること、収受する対価、運転者の氏名並びに自動車登録番号等について、利用者に見やすいよう掲示しなければならない。

（運転者）

第 4 条 運転者は、道路交通法に規定する第二種免許を有することを基本とする。

2 前項によりがたい場合には、次の各号をすべて満たす者であって、十分な能力及び経験を有すると認められた者は、運転に従事できるものとする。

第一種免許を取得後 3 年以上が経過し、直近の 2 年間に人身事故又は重大な物損事故を起こしたことの無い者

国土交通大臣が認定する講習等を修了した者

（運行管理体制）

第 5 条 を運行管理責任者とし、運行管理体制等を別表 1 のとおり定める。

（運送の区域）

第 6 条 運送の区域は、運営協議会において協議が調った 町内とし、発地及び着地のいずれもが運送の区域にあることを要する。

(運行時間)

第7条 運行時間は、原則として、土日・祝日を除く、曜日、曜日及び曜日とし(ただし、8月14日から16日、12月29日から翌年の1月3日までを除く。以下「運行日」という。)の午前 時から午後 時までとする。

(運行予約)

第8条 運行の予約は、原則として、希望する日の 運行日前の午後 時(以下「予約〆切」という。)まで受け付けるものとする。

2 運行の予約は、原則、当法人への電話により、又は当法人の事務所への訪問により受け付けるものとし、運転者個人が電話により又は運行の際に次回の予約を引き受けることはしない。

(利用料金)

第9条 利用料金は、別表2のとおりとする。

(事故又は故障)

第10条 運行中に事故又は故障が発生した場合は、運転者は現場での適切な処置を取るとともに、速やかに運行管理責任者に報告を行いその指示に従うものとする。

(補償)

第11条 事故等による利用者への補償については、当法人が加入した保険の補償の範囲内とする。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、 が別に定める。

附則1 この規約は、平成 年 月 日から施行する。

2 この規約は、三次市有償運送運営協議会の協議の結果、変更する必要がある場合には、速やかに変更した上で、道路運送法上の登録等を申請するものとする。

[様式 1 - 3]

移動困難者等の状況

市町村名：三次市

1. 人口等の状況（平成 年 月末現在）

（1）人口 人（うち65歳以上人口 人）

（2）高齢化率 %

2. 公共交通の状況

（1）バス路線

会社名	路線名	系統数	運行回数（日）	その他

（2）タクシーの状況

会社名	営業所（所在地）	現在の状況

（3）その他（有償運送の状況）

事業社名	運送種別	運送区域	所有車両	運行状況

[様式 1 - 4]

三次市過疎地有償運送実施要領

(目的)

第1条 この要領は、バス・タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な高齢者及び運転免許を保有しない住民等の外出の利便を図ることにより、社会参加の促進及び交通空白地の解消をめざす過疎地有償運送を行うにあたり、その適正な運営を確保することを目的とする。

(事業主体)

第2条 過疎地有償運送の実施主体は、三次市内に事務所を有する又は現に三次市内の住民を会員（過疎地有償運送の利用者に限る。以下同じ。）に含む社会福祉法人、NPO法人、その他の営利を目的としない法人（以下「NPO等」という。）であって、社会福祉を目的とする法人に限るものとする。

2 過疎地有償運送を行おうとするNPO等は、三次市有償運送運営協議会（以下「運営協議会」という。）に対し、必要な書類（申請指針参照）を提出しなければならない。

3 運営協議会は、前項の届出があった場合には、当該NPO等の実施主体としての適格性を慎重に判断し、適格性があると認めた場合には、「運営協議会において協議が調ったことを証する書類」（様式 ）を交付しなければならない。

4 運営協議会は、前項の適格性の判断に当たっては、三次市内のバス・タクシー事業者に必要な助言を求めるなど実態を踏まえた判断となるよう、また当該NPO等が他の市町村に同様の届出を行っている場合には、判断が異ならないよう配慮しなければならない。

(利用対象者)

第3条 過疎地有償運送の利用対象者は、NPO等にあらかじめ登録された以下に掲げる者及びその同伴者とする。

(1) 三次市内に住所を有する者及びその親族

(2) 三次市内に存する官公庁、病院その他の公共的施設の利用者

(3) 三次市内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う必要がある者

(使用車両)

第4条 過疎地有償運送の使用車両については、運送主体が使用権原を有しているものとする。

なお、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、以下の事項に適合することを要する。

運送主体と自家用自動車を提供し、当該輸送にかかわる者との間に当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。

当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。

利用者に対し事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。

2 前項に掲げる車両については、道路運送法第79条に基づく登録に係る有償運送であること、収受する対価、運転者の氏名並びに自動車登録番号等について、利用者に見やすいよう掲示しなければならない。

(運転者)

第 5 条 運転者は、道路交通法に規定する第二種免許を有することを基本とする。

2 前項によりがたい場合には、次の各号をすべて満たす者であって、十分な能力及び経験を有すると認められた者は、運転に従事できるものとする。

第一種免許を取得後 3 年以上が経過し、直近の 2 年間に人身事故又は重大な物損事故を起こしたことの無い者

国土交通大臣が認定する講習等を修了した者

(運送の区域)

第 6 条 運送の区域は、運営協議会において協議が調った三次市内とし、発地又は着地のいずれかが運送の区域にあることを要する。なお、運営協議会の合意に基づき、運送の区域を三次市内の一部の地域に限定することができる。

(利用料金)

第 7 条 NPO 等は、過疎地有償運送の実施に当たり、利用料金を定めなければならない。

2 前項の利用料金は、三次市内の一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃のおおむね 2 分の 1 を目安に、営利に至らない範囲で NPO 等が定めるものとする。

(運行管理体制)

第 8 条 NPO 等は、過疎地有償運送の実施に当たり、運行管理責任者を定め、運行管理体制を整備し安全の確保に努めなければならない。

2 NPO 等は、三次市と連携を取りながら、利用者等からの苦情に対し適切に対応し、記録する体制を整えるとともに、責任者を明確にしなければならない。

(事故又は故障)

第 9 条 NPO 等は、過疎地有償運送の実施に当たり、事故又は故障発生時の処理及び責任体制を定め、現場での適切な処置に努めなければならない。

(補償)

第 10 条 NPO 等は、過疎地有償運送の実施に当たり、事業に使用する車両全てについて、対人無制限及び対物 600 万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者障害を対象に含むものに限る。）に加入しなければならない。ただし、加入する計画がある場合を含むものとする。

(その他)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、三次市長が別に定める。

附則 この要領は、平成 23 年 月 日から施行する。

[様式 1 - 5]

平成 年 月 日

中国運輸局 広島運輸支局長 殿

住所
団体名
代表者氏名

自家用有償旅客運送の登録の申請

この度、自家用有償旅客運送を行いたいので、道路運送法第79条の2の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称, 住所, 代表者の氏名

2. 自家用有償旅客運送の種別
(過疎地有償運送)

3. 運送の区域

区域	備考

4. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位置

5. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事業所の名称	所有 区分	バス	普通自動車	合計 (軽)
		(乗車定員 11人以上)	(乗車定員 10人以下)	
	所有		()	()
	持込		()	()
	合計		()	()

軽自動車については、()内に内数で記載すること。

6. 運送しようとする旅客の範囲

[様式 1 - 6]

平成 年 月 日

中国運輸局 広島運輸支局長 殿

住所
団体名
代表者氏名

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

この度、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称，住所，代表者の氏名

2. 登録番号

3. 自家用有償旅客運送の種別
(過疎地有償運送)

4. 運送の区域

区域	備考

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位置

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事業所の名称	所有 区分	バス	普通自動車	合計
		(乗車定員 11人以上)	(乗車定員 10人以下)	(軽)
	所有		()	()
	持込		()	()
	合計		()	()

軽自動車については、()内に内数で記載すること。

7. 運送しようとする旅客の範囲

[様式 1 - 7]

平成 年 月 日

中国運輸局 広島運輸支局長 殿

住所
団体名
代表者氏名

自家用有償旅客運送の変更登録の申請

この度、自家用有償旅客運送の登録事項の変更を行いたいので、道路運送法第79条の7及び同法施行規則第51条の11の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称, 住所, 代表者の氏名

2. 登録番号

3. 自家用有償旅客運送の種別
(過疎地有償運送)

4. 変更しようとする事項

(1) 自家用有償旅客運送の種別の変更

新	旧

(2) 運送の区域の変更

新	旧

5. 変更予定期日

平成 年 月 日

中国運輸局 広島運輸支局長 殿

住所
団体名
代表者氏名

自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書

この度、自家用有償旅客運送の登録事項のうち軽微な事項の変更を行いましたので、道路運送法第79条の7及び同法施行規則第51条の13の規定に基づき、下記のとおり届出致します。

記

1. 名称, 住所, 代表者の氏名
2. 登録番号
3. 自家用有償旅客運送の種別
(過疎地有償運送)
4. 軽微な事項の変更
(1) 名称, 住所, 代表者の氏名

	新	旧
法人の名称		
住 所		
代表者氏名		

- (2) 自家用有償旅客運送の種別
(過疎地有償運送又は福祉有償運送のうちいずれかを行わないこととする場合に限る)

新	旧

- (3) 運送の区域 (減少する場合に限る)

新	旧

- (4) 事務所の名称又は位置

事務所	新	旧
名 称		
位 置		

(5) 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事業所の名称		所有 区分	バス (乗車定員 11 人以上)	普通自動車 (乗車定員 10 人以下)	合計
新		所有		()	()
		持込		()	()
		合計		()	()
旧		所有		()	()
		持込		()	()
		合計		()	()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること。

(6) 運送しようとする旅客の範囲

新	旧

添付書類（新規登録の申請に際して添付が必要な書類）

	必要書類	様式番号
1	定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿	
2	宣誓書（第79条の4第1～4号までのいずれにも該当しない旨を証する書類）	[様式1-9]
3	法第51条の7に規定する運営協議会における合意を書する書面	[様式1-10]
4	旅客から収受する対価	
5	自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類	
6	運転者等就任承諾書等及び運転免許証の写し並びに施行規則第51条の16に定める資格の有無を証する書面の写し	[様式1-11]
7	運行管理の責任者の就任承諾書	[様式1-12]
8	運行管理の体制等を記載した書類	[様式1-13]
9	運送しようとする旅客の名簿	[様式1-14]
10	旅客その他の者の生命，身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書面（宣誓書他）	[様式1-15]

添付書類（更新登録，変更登録申請，変更の届出に際して基本的に添付が必要な書類）

	必要書類	様式番号
1	定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿	
2	宣誓書（第79条の4第1～4号までのいずれにも該当しない旨を証する書類）	[様式1-9]
3	法第51条の7に規定する運営協議会においての合意を書する書面	[様式1-10]
4	旅客から収受する対価	
5	自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類	
6	運転者等就任承諾書等及び運転免許証の写し並びに施行規則第51条の16に定める資格の有無を証する書面の写し	[様式1-11]
7	運行管理の責任者の就任承諾書	[様式1-12]
8	運行管理の体制等を記載した書類	[様式1-13]
9	運送しようとする旅客の名簿	[様式1-14]
10	登録証（更新登録，変更登録等の場合）	
11	旅客その他の者の生命，身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書面（宣誓書他）	[様式1-15]

[様式 1 - 9]

中国運輸局 広島運輸支局長 殿

宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

平成 年 月 日

住所
団体名
代表者氏名

[様式 1 - 10]

平成 年 月 日

申請者 様

運営協議会において協議が調ったことを証する書類

下記のとおり運営協議会を開催し、当該地域における地域住民の生活のために必要な旅客輸送を行わせることが必要であると合意に至ったので、その旨証する書類を交付する。

1. 運営協議会の名称及び対象市町

(名称)

(対象市町)

2. 運営協議会にて合意に至った年月日

3. 合意の内容

(ア) 運送主体の名称、住所、代表者の氏名

(イ) 運送の区域

(ウ) 旅客から収受する対価(対価の内容を添付すること)

(エ) その他特記事項

平成 年 月 日

三次市有償運送運営協議会
主宰者 三次市長

印

[様式 1 - 1 1]

運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿

申請者（ ）が、中国運輸局広島運輸支局に提出する自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	運転免許の種類	
			区分	種類
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。
第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

[様式 1 - 1 2]

運行管理の責任者就任承諾書

申請者（ ）が、中国運輸局広島運輸支局に提出する自家用有償旅客運送の登録の申請に基づき登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

平成 年 月 日

住所

氏名

印

乗車定員 11 人以上の車両を配属する事務所及び乗車定員 11 人未満の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第 5 1 条の 17 第 2 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

[様式 1 - 1 3]

登録番号	
運送主体（申請者）	

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（ ）

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

	氏名	住所	資格の種類
1			
2			

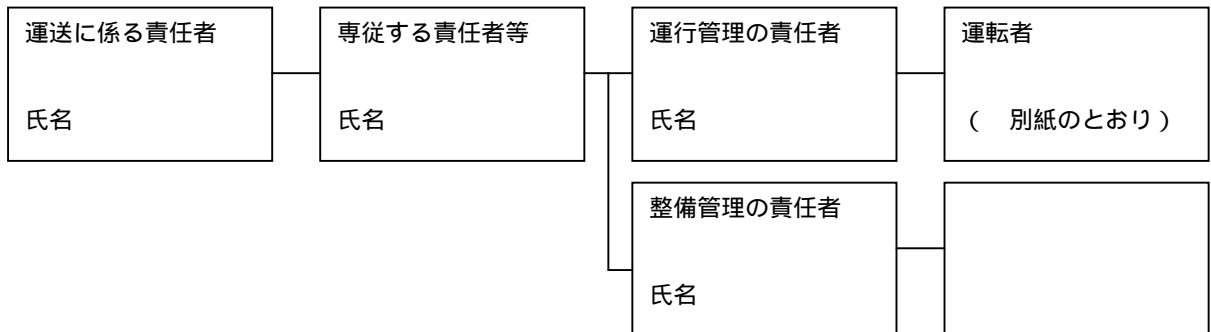
乗車定員 11 人以上の車両を配属する事務所及び乗車定員 11 人未満の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第 5 1 条の 1 7 第 2 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

資格の種類には、法第 2 3 条第 1 項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。

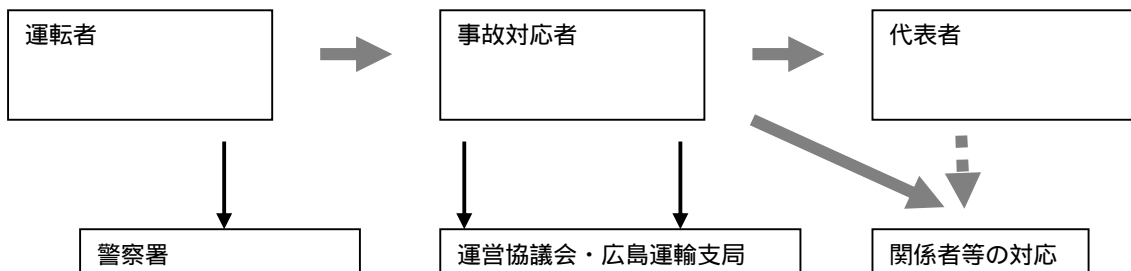
(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

	氏名	住所
1		
2		

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制



[様式 1 - 1 4]

運送をしようとする旅客の名簿
(過疎地有償運送用)

自動車有償旅客運送者の名称 :

番号	氏名	住所	入会年月日	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
1 0				
1 1				
1 2				
1 3				
1 4				
1 5				
1 6				
1 7				
1 8				
1 9				
2 0				
2 1				
2 2				
2 3				
2 4				
2 5				
2 6				
2 7				
2 8				
2 9				
3 0				

[様式 1 - 1 5]

中国運輸局 広島運輸支局長 殿

宣 誓 書

道路運送法第 7 9 条の登録を受けた時は、速やかに以下のとおり損害を賠償するための措置を講ずることを誓約します。

記

保険（共済）の種類	補償金額
対人保険（共済）	（無制限・万円）
対物保険（共済）	（無制限・万円）

平成 年 月 日

住所
団体名
代表者氏名

【2. 受付指針】

三次市有償運送協議会に協議を申請するために必要な書類関係

【確認事項】		可	否
1. 三次市有償運送運営協議会協議申請書 [様式1-1]			
	法人(団体)の住所が明記されているか。		
	法人(団体)の名称が明記されているか。		
	法人(団体)の代表者名が明記されているか。		
	法人(団体)印が押印されているか。		
2. 運行規約 [様式1-2]			
	運行規約が添付されているか。		
	過疎地有償運送の利用対象者, 使用車両, 運転手などが明記されているか。		
	運行管理体制, 運行範囲, 予約方法, 利用料金などが明記されているか。		
	事故発生時の対応や補償などが明記されているか。		
3. 三次市の移動困難者等の状況 [様式1-3] 三次市作成			
	人口等の状況の記載に漏れがないか。		
	公共交通(バス路線)の状況の記載に漏れがないか。		
	公共交通(タクシー)の状況の記載に漏れがないか。		
	公共交通(その他)の状況の記載に漏れがないか。		
4. 三次市過疎地有償運送実施要領 [様式1-4]			
	実施要領が添付されているか。		

過疎地有償運送に係る道路運送法第79条による登録の取扱いに係る書類関係

【確認事項】		可	否
1. 自家用車有償旅客運送の登録申請書等 [様式1-5~8]			
	法人(団体)の名称・住所が明記されているか。		
	法人(団体)の代表者名が明記されているか。		
	下記1.の法人(団体)の名称・住所又は代表者名		
	申請者と一致しているか。([様式1-8]は新・旧ごとに明記があるか)		
	登録番号が明記されているか。([様式1-5]を除く)		
	自家用有償旅客運送の種別([様式1-7,8]は新・旧ごとに明記があるか)		
	法人(団体)の運行規約の内容と一致しているか。		
	運送の区域が明記されているか。		
	([様式1-7,8]は新・旧ごとに明記があるか)		
	事務所の名称及び位置が明記されているか。		
	([様式1-7]を除く,[様式1-8]は新・旧ごとに明記があるか。)		
	事務所ごとに配置する車両の所有区分や数などが明記されているか。		
	([様式1-7]を除く,[様式1-8]は新・旧ごとに明記があるか。)		
	運送しようとする旅客の範囲が明記されているか。		
	([様式1-7]を除く,[様式1-8]は新・旧ごとに明記があるか。)		
	[様式1-5~8]ごとに定める添付書類が付されているか。		
【添付書類ごとの確認事項】			
1. 宣誓書 [様式1-9]			
	住所, 名称, 代表者の氏名が明記されているか。		
2. 運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿 [様式1-11]			
	氏名, 住所, 区分, 種類が明記されているか。		
	第2種運転免許を有していない場合, 必要な書類が添付されているか。		
3. 運行管理の責任者就任承諾書 [様式1-12]			
	氏名, 住所が明記されているか。		
	5両以上の車両を有する事務所の場合, 必要な書類が添付されているか。		
4. 運行管理の体制等を記載した書類 [様式1-13]			
	運行管理・整備管理責任者の就任予定名簿		
	氏名, 住所, 種類が明記されているか。		
	乗車定員11人以上の車両を配置する事務所, それ以外の車両を5両以上配置する事務所の責任者の場合, 必要な書類が添付されているか。		
	運行管理・整備管理に係る指揮命令系統		
	それぞれの氏名が明記されているか。		
	事故処理連絡体制		
	それぞれの氏名が明記されているか。		
	電話番号等の連絡先が明記されているか。		

【確認事項】		可	否
	苦情処理体制		
	苦情処理責任者が明記されているか。		
	苦情処理担当者が明記されているか。		
	電話番号等の連絡先が明記されているか。		
5．運送をしようとする旅客の名簿 [様式1 - 14]			
	氏名，住所，入会年月日が明記されているか。		
6．宣誓書 [様式1 - 15]			
	損害賠償額の記載に漏れがないか。		
	名称，住所，代表者の氏名が明記されているか。		

過疎地有償運送に係る道路運送法第79条に基づく登録の取扱いに係る添付書類
 (様式任意)

【確認事項】		可	否
1. 既存の法人にあっては、次に掲げる書類			
	定款又は寄附行為及び登記事項証明書		
	添付されているか。		
役員の名簿			
	明記されているか。		
2. 旅客から収受する対価を記載した書面			
	明記されているか。		
3. 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書面			
	契約書の写しが添付されているか。		

【3. 運行指針】

1 利用者への周知

- (1) 過疎地有償運送運行規約
- (2) 収受する対価

運行管理に係る責任者(以下「運行管理責任者」という。)は、過疎地有償運送運行規約、収受する対価について利用者に周知すること。

2 運転者の選任

- (1) 運転者台帳[様式3-1]の備え付け

運行管理責任者は、選任した運転者の氏名、住所、年齢、自動車免許の種別、交通事故その他道路交通法違反に係る履歴、安全運転等に係る講習等の受講暦その他必要な事項を記入した運転者台帳を作成し、適切に管理すること。

- (2) 運転者証[様式3-2]の交付

運転管理責任者は、運転者台帳に基づき運転者証を作成するとともに、運行の都度運転者に交付し、運行中、利用者に見やすいように掲示させること。

3 運行管理

- (1) 運転前及び運転後の点呼

運行管理責任者は、運転前点呼及び運転後点呼を必ず行い、安全な運転のための確認表[様式3-3]に記録すること。

- (2) 事故記録(報告)

運行管理責任者は、故障、事故等により運行を中断したときは、適切な措置を講じるとともに、事故にあっては事故の記録[様式3-4]を作成すること。

4 車両管理

- (1) 有償運送に用いる車両である旨の表示

使用車両の車体には、次により有償運送に用いる車両である旨を表示するとともに、登録証の写しを自動車に備えておかなければならない。

ア 法人(団体)の名称

イ 「有償運送車両」の文字

ウ 登録番号

エ 文字ステッカー若しくはマグネットシートへの印刷又はペンキ等による横書きとし、自動車の両側面に行うこと。

オ 文字の大きさは、それぞれの字について縦横5cm以上とする。

- (2) 定期点検

整備管理責任者は、定期点検を行うこと。

- (3) 日常点検

整備管理責任者は、運転者に日常点検を行わせ、その内容を確認して運行の可否を決定すること。

5 運行

(1) 輸送の引受

原則として、事業者のみにおいて輸送の引受けを行うこととし、運転者個人が電話により、又は運行の際に次回の予約を引き受けることはしないものとする。

(2) 乗務記録

運行管理責任者は、運転前点呼の際に、運転者に乗務記録[様式3-5]を交付し、必要事項を記録させ、運転後点呼の際に提出させること。

6 その他

(1) サービス向上のための措置

利用者からの苦情があった場合には、運転者にその内容を苦情処理簿[様式3-6]に記録させること。

運行管理責任者は、苦情を含む要望事項については、速やかに改善措置を講じた上で、留意事項として運転者に周知すること。

[様式 3 - 1]

自家用有償旅客運送者の名称	
作成番号	
作成年月日	

運 転 者 台 帳

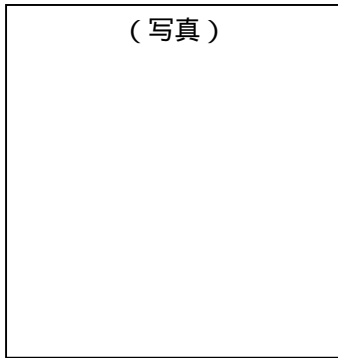
氏 名	生年月日	自家用有償旅客運送の運転者	その他
住 所			

運転免許証番号	有効期限	免許年月日	免許の種類
免許の条件			

講習等の受講暦

道路運送法施行規則第 5 1 条の 1 6 第 1 項の講習（運転者講習）等		
受講年月日	講習等の名称	備考
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日	事故暦または道路交通法違反の状況	適正診断の受診等
健康状態	運転者でなくなった日	運転者でなくなった日

[様式 3 - 2]



作成番号	
作成年月日	平成

運 転 者 証

自家用有償旅客運送者の名称	
運転者の氏名	
運転免許証の有効期限	
道路運送法施行規則第 5 1 条の 1 6 第 1 項に掲げる要件	

(団体の長の証明印)

印